

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の創設を受けて、本市では「第6次会津若松市長期総合計画」を最上位計画とする「会津若松市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年に策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

その後も、国において、待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」や幼児教育の無償化を目指す「新しい経済政策パッケージ」の推進、「新・放課後子ども総合プラン」による放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備・充実、こどもの貧困対策など、国におけるこども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われてきたところです。

しかしながら、少子化・人口減少に歯止めがかからず、児童虐待の相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻な状況となっており、結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境づくりや、多様化している子育て家庭の様々なニーズに 대응していくことが求められております。

このような中、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行し、同年12月に「こども大綱」を定めるなど、全てのこども・若者がひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）な生き方を送ることができる社会の構築を目指しています。

本市においても、「会津若松市第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間（令和2年度～令和6年度）の終了を迎えるにあたり、国の制度や子育て世代等のニーズ調査の結果、会津若松市子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、「会津若松市こども計画」を策定するものです。

2 こども計画（新制度）の要点☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

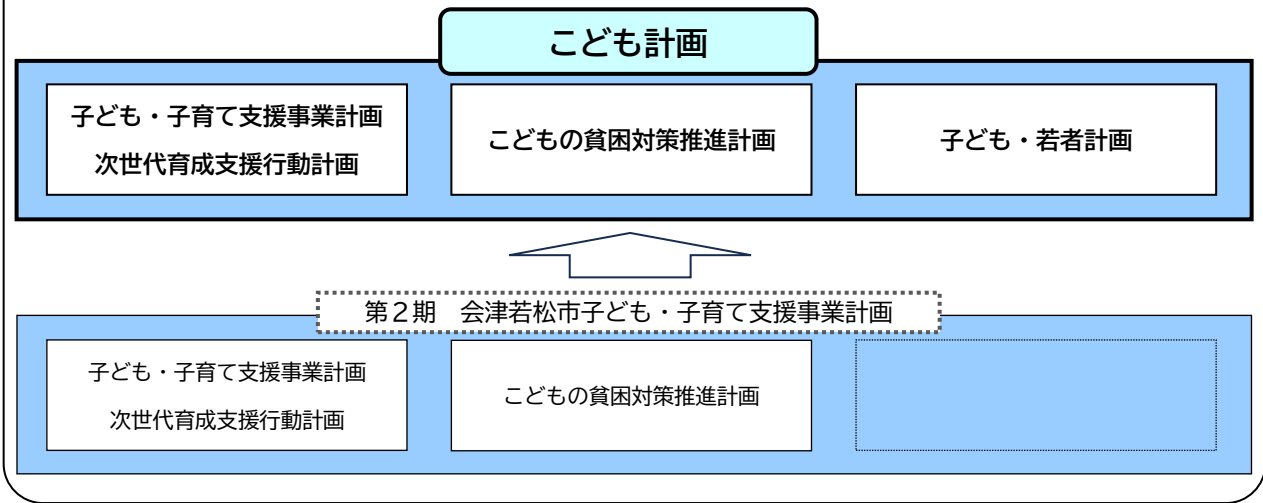
令和5年4月に、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。
こども基本法では、以下のような内容が定められています。

○こども大綱（第9条）

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に定められてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」がこども大綱に一元化されました。

○こども計画の策定（第10条）

市町村には、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、努力義務が課せられています。
市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができます。



※ 本市における「こども計画」は、従来の「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者計画」に関する視点が新たに加わることから、若者（思春期（中学生からおおむね18歳）、青年期（おおむね18歳～おおむね30歳未満）、ポスト青年期（青年期～40歳未満））に対する自殺防止やニート・ひきこもり等の自立支援などが新たな視点として加わります。

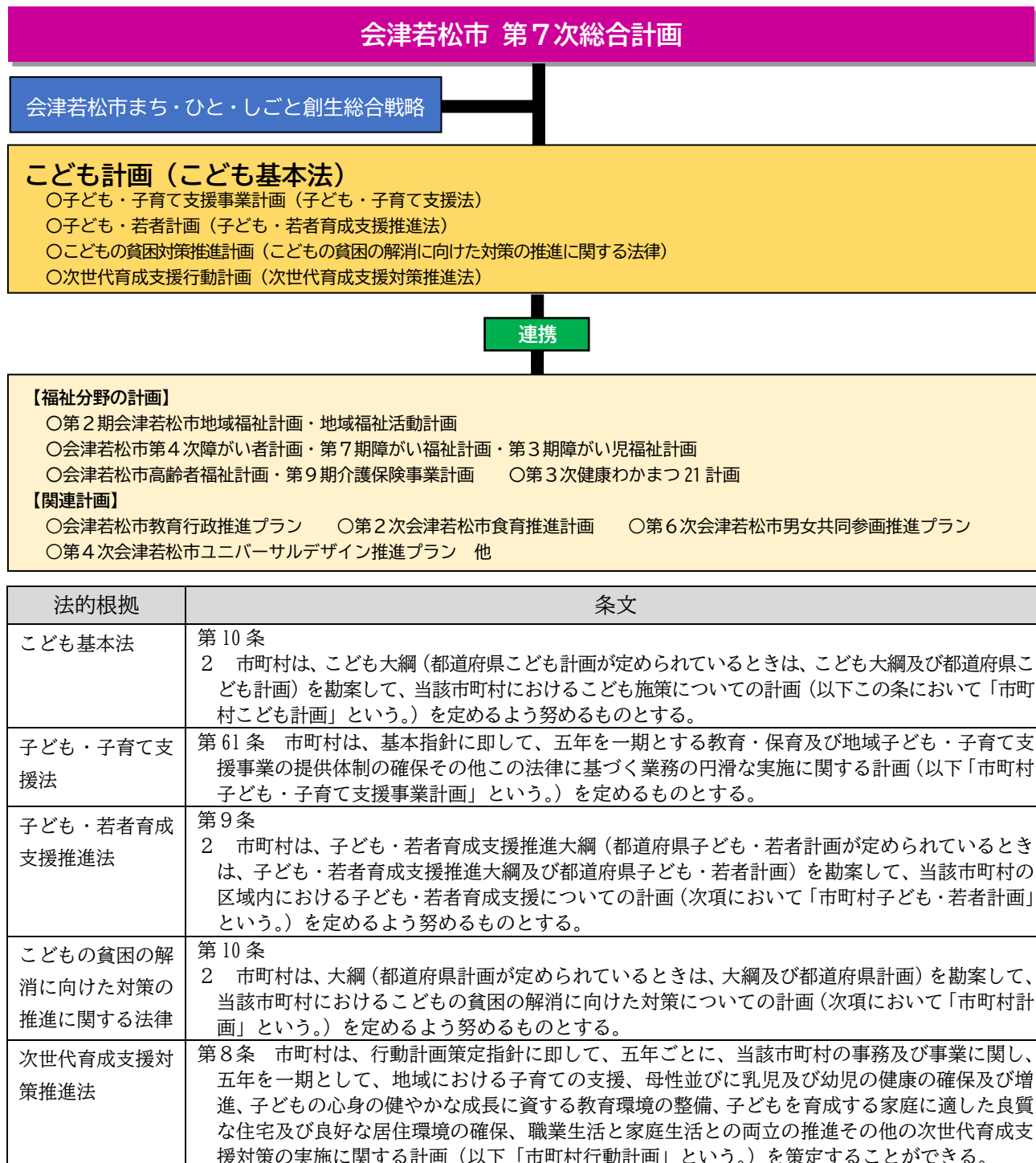
○こども等の意見の反映（第11条）

こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが定められています。
また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれています。

3 計画の位置づけ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体の計画とします。

また、本計画は、「会津若松市第7次総合計画」を最上位計画とし、福祉分野の計画及び関連計画との整合性を図ります。



4 計画の期間☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、こども・若者を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期会津若松市 子ども・子育て支援事業計画 - 子ども・子育て支援事業計画 - 次世代育成支援行動計画 - こどもの貧困対策推進計画					会津若松市こども計画 - 子ども・子育て支援事業計画 - 次世代育成支援行動計画 - こどもの貧困対策推進計画 - 子ども・若者計画				
					必要により適宜見直し 見直し				

5 SDGs（持続可能な開発目標）☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

平成 27 (2015) 年に国連サミットにおいて採択された SDGs は 17 の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

本計画においては、以下の8
目標を主要な実現目標に掲げ、
施策・事業の展開を図ります。



6 計画の推進体制 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

(1) 庁内関係部局との連携

健康福祉部を中心に、保健や教育など、幅広く子育て支援に関係する部局と連携しながら、計画の内容等の協議・調整及び施策・事業を推進します。

(2) 関係機関との連携

幅広い子育て支援に関係する市民等で構成する「会津若松市子ども・子育て会議」において意見を聴取し、施策に反映します。

また、市民の多様なニーズの把握に努め、特に「こども」と「子育て中の保護者」の声を大切にしながら、各種団体や市民との協働により計画を推進します。

(3) こども・若者からの意見の反映

こども大綱では、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の1つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こととされています。

また、こども施策を推進するために必要な事項として、こども・若者ととともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

こども計画の推進において、こども・若者の視点で、その最善の利益を第一に考えて進められるよう留意して推進します。